4　訴訟の援助を行わない場合

(一)　訴訟の援助は、２の(一)による申請に係る訴訟が明らかに勝訴の見込みがないと認められる場合には、行わないものとすることとした。

(二)　(一)のほか、訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、２の(一)による申請に係る訴訟が(1)又は(2)に該当する場合には、行わないものとすることとした。ただし、防衛大臣が特に必要があると認めた場合は、この限りでないものとすることとした。

(1)　中小漁業融資保証法（昭和二七年法律第三四六号）第二条第一項に規定する中小漁業者等及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三二年法律第一八五号）第五条に規定する中小企業者以外の者が提起する訴訟である場合

(2)　(1)に掲げる場合のほか、訴訟に関する費用の額が多額であるため、その額が当該訴訟に係る賠償の請求額に比して不均衡であると認められる訴訟である場合（第四条関係）

5　償還金の支払の猶予等の申請等

(一)　法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならないものとすることとした。

(二)　防衛大臣は、(一)による申請があったときは、６から10までに従い、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除を行うものとすることとした。（第五条関係）

6　償還金の支払の猶予

法第一八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予は、訴訟の援助として訴訟に関する費用の立替えを受けた者（以下６及び９において「債務者」という。）が(一)又は(二)に該当し、かつ、当該償還金を支払うことが一時的に困難となっていると認められる場合（債務者が法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けている場合にあっては、当該償還金を支払うことができる見込みがないと認められる場合を含む。）に限り、行うものとすることとした。

(一)　債務者に係る訴訟について、その者の敗訴が確定した場合

(二)　債務者に係る訴訟について、我が国以外の締約国から給付を受けた訴訟に関する費用に相当する費用の額が当該訴訟について政府の立て替えた訴訟に関する費用の額より少ない場合（第六条関係）

7　償還金の分割支払

防衛大臣は、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行う場合には、当該償還金の額を適宜分割してその支払期限を定めることができるものとすることとした。（第七条関係）

8　支払期限後における償還金の支払の猶予

防衛大臣は、償還金の支払期限（法第一八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予後の支払期限及び７により定められた支払期限を含む。）後においても、当該償還金について法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行うことができるものとすることとした。この場合においては、既に発生した支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとすることとした。（第八条関係）

9　立替金の償還の免除

法第一八条ただし書の規定による立替金の償還の免除は、同条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者以外の債務者にあっては、６の(一)又は(二)に該当し、及び償還金の支払期限において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者にあっては、当初の支払期限から一〇年を経過した後において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に限り、行うものとすることとした。（第九条関係）

10　財務大臣への協議

防衛大臣は、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払を猶予し、又は立替金の償還を免除しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。（第一〇条関係）

11　附則

(一)　関係政令の廃止

次に掲げる政令は、廃止することとした。

(1)　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二五五号）

(2)　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二五六号）（附則第二条関係）

(二)　その他

関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第三条及び第四条関係）

(三)　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和七年七月二二日）から施行することとした。ただし、１の(三)は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六二号）（法務省）

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五三号）附則第一号に掲げる規定の施行期日は、令和七年一〇月一日とすることとした。

◇民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二六三号）（法務省）

1　公証人手数料令の一部改正

(一)　定期の給付を目的とする法律行為のうち、子の監護に要する費用の分担についての定めの目的の価額は、五年間の給付の価額の総額を超えることができないものとした。（第一三条第一項関係）

(二)　委任（委任者の死後に委任事務が処理されるものに限る。）の公正証書の作成についての手数料の額は、第九条の規定による額の一〇分の五の額とするものとした。（第一八条の二関係）

(三)　信託の公正証書の作成（第一九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）についての手数料の額は、第九条の規定による額に一万三、〇〇〇円を加算するものとした。ただし、信託財産の価額が一億円を超えるときは、この限りでないものとした。（第二二条の二関係）

(四)　公証人法（明治四一年法律第五三号）第四三条第一項第三号又は第四四条第一項第三号の電磁的記録の提供並びに同法第五二条第五項、第五八条第四項及び第六二条において準用する同法第四三条第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額を定めることとした。（第四〇条の二関係）

(五)　公正証書の作成等についての手数料の額を改定するとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第九条、第一七条、第一八条、第一九条～第二二条、第二三条～第二九条、第三一条、第三三条、第三八条～第三九条の二、第四〇条第一項、第四一条第一項及び別表関係）

(六)　その他所要の改正を行うこととした。